

官報

号外
国会会議録

令和六年十二月十九日

○第二百十六回国 衆議院会議録 第八号

令和六年十二月十九日(木曜日)

令和六年十二月十九日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きま
す。

○鈴木隼人君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

内閣提出、地方公務員の育児休業等に関する法
律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の
報告を求め、その審議を進められることを望みま
す。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 地方公務員の育児休業等
に関する法律の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

委員長の報告を求めます。総務委員長竹内議
君。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を
改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内議君登壇〕

○竹内議君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、総務委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活
の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分
休業制度において、一年につき条例で定める時間
を超えない範囲内で勤務しないことができる形態
を選択可能とするともに、非常勤職員につい
て、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達
するまでの子に拡大しようとするものでありま
す。

本案は、去る十二月十七日本委員会に付託さ
れ、翌十八日村上総務大臣から趣旨の説明を聴取
し、本日、質疑を行い、これを終局いたしました。
次いで、採決いたしましたところ、本案は全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

○鈴木隼人君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

内閣提出、情報通信技術を活用した行政の推進
等に関する法律の一部を改正する法律案を議題と
し、委員長の報告を求め、その審議を進められる
ことを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関す
る法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 情報通信技術を活用した
行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律
案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地域活性化・こども
政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公
一君。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、地域活性化・こども政策・デジタル
社会形成に関する特別委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ガバメントクラウド利用の検討に関す
る国の行政機関等の義務や地方公共団体等の努力
義務を定めるとともに、地方公共団体等がクラウド

ドサービス提供事業者に支払うべきクラウド利用料について国が保管することができることを定めるものであります。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕
○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席国務大臣

総務大臣 村上誠一郎君
国務大臣 平 将明君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、本院は、国家公安委員会委員に秋吉仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、個人情報保護委員会委員に藤本正代君及び穴戸常寿君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、カジノ管理委員会委員長に佐藤隆文君を、同委員に垣水純一君及び渡路子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、地方財政審議会委員に小西砂千夫君、西野範彦君、内田明憲君、星野菜穂子君及び古谷ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に藤本雅彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は、公安審査委員会委員長に團藤丈土君を、同委員に秋山信将君、永沢裕美子君及び三好真理君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

- 令和六年度一般会計補正予算(第1号)
- 令和六年度特別会計補正予算(特第1号)
- 令和六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和五年度犯罪被害者等施策」に関する報告

一、昨十八日、会計検査院長田中弥生君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「中小企業者等に対する新型コロナウイルス特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナウイルスに関連保証に係る保証債務等の状況について」

外務委員 辞任 補欠

(理事補欠選任)

一、昨十八日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 岡島 一正君(理事山花郁夫君昨十八日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

<p>島田 智明君 向山 淳君 平沼正二郎君 松本 尚君</p> <p>財務金融委員 補欠</p> <p>三角 創太君 川原田英世君 島田 智明君</p> <p>厚生労働委員 補欠</p> <p>長谷川淳二君 島田 智明君</p> <p>農林水産委員 補欠</p> <p>田野瀬太道君 島田 智明君 長谷川淳二君 福田かおる君 山本 大地君 向山 淳君 許斐亮太郎君 玉木雄一郎君</p> <p>国土交通委員 補欠</p> <p>尾辻かな子君 大河原まさこ君 新垣 邦男君 尾辻かな子君</p> <p>(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治改革に関する特別委員 補欠 井出 庸生君 尾崎 正直君</p>	<p>小林 茂樹君 塩崎 彰久君 中曽根康隆君 齋藤アレックス君 小池 正昭君 森下 千里君 草間 剛君 深澤 陽一君 平沼正二郎君 尾崎 正直君 国定 勇人君 中野 英幸君 金村 龍那君 齋藤アレックス君</p> <p>国定 勇人君 小池 正昭君 森下 千里君 金村 龍那君 深澤 陽一君 草間 剛君 中野 英幸君 平沼正二郎君 塩崎 彰久君 井出 庸生君 小林 茂樹君 中曽根康隆君</p> <p>一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員 補欠 阿部 司君 阿部 弘樹君 阿部 弘樹君 阿部 司君</p> <p>(政治倫理審査会幹事補欠選任) 一、去る十七日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。 幹事 井出 庸生君(幹事藤丸敏君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠) 幹事 田野瀬太道君(幹事葉梨康弘君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠) 幹事 藤田 文武君(幹事前原誠司君去る六月委員辞任につきその補欠)</p>	<p>(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理審査会委員 補欠 上田 英俊君 鬼木 誠君 深澤 陽一君 本庄 知史君 米山 隆一君 馬場 伸幸君 白木 秀剛君 齋藤アレックス君 五十嵐 清君 栗原 涉君 星野 剛士君 おおつき紅葉君 松下 玲子君 藤巻 健太君 深作ヘスス君</p> <p>補欠 五十嵐 清君 星野 剛士君 栗原 涉君 おおつき紅葉君 米山 隆一君 馬場 伸幸君 白木 秀剛君</p> <p>一、昨十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理審査会委員 補欠 上田 英俊君 坂本竜太郎君 深澤 陽一君 小寺 裕雄君 本庄 知史君 柴田 勝之君 長友よしひろ君 山田 勝彦君 鈴木 庸介君 梅村 聡君 向山 好一君</p>	<p>坂本竜太郎君 山田 勝彦君 梅村 聡君 上田 英俊君 藤巻 健太君 中西 健治君 東 徹君 守島 正君 小寺 裕雄君 深澤 陽一君 上田 英俊君 中西 健治君 柴田 勝之君 本庄 知史君 米山 隆一君 山岸 一生君 高松 智之君 長友よしひろ君 谷田川 元君 馬場 伸幸君 守島 正君 向山 好一君</p> <p>上田 英俊君 高松 智之君 藤巻 健太君 中西 健治君 東 徹君 守島 正君 深澤 陽一君 上田 英俊君 本庄 知史君 米山 隆一君 山岸 一生君 谷田川 元君 馬場 伸幸君 守島 正君 向山 好一君</p> <p>(議案提出) 一、去る十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 一、昨十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(丹野みどり君外一名提出) (議案付託) 一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 総務委員会 付託 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託</p>
--	--	--	--

令和六年十二月十九日 衆議院会議録第八号 議長報告

(議案送付)

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆法第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆法第六号)

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和六年度一般会計補正予算(第一号)

令和六年度特別会計補正予算(特第一号)

令和六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員への給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員への給与に関する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

有機フッ素加工物がごどもの健康に及ぼす影響に関する質問主意書(阪口直人君提出)

出産保険適用に関する質問主意書(阪口直人君提出)

日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延に関する質問主意書(福田玄君提出)

国鉄民営化に係る自民党の約束と東日本旅客鉄道のサービス改善に関する質問主意書(福田玄君提出)

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会に関する質問主意書(福田玄君提出)

いわゆるオートコイルによる選挙運動に関する質問主意書(江田憲司君提出)

浅尾慶一郎環境大臣による除去土壌の利用についての放射線審議会への諮問に関する質問主意書(阿部知子君提出)

農業における高温被害及び害虫被害への対策に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

公益通報者保護法第十一条第二項の不利益な取扱いの適用範囲に関する質問主意書(三木圭恵君提出)

仮放免された外国人の過酷な状況の改善、地域社会の軋轢への政府一丸となった対応、入管行政の透明化等に関する質問主意書(小山千帆君提出)

GX実行会議及び第七次エネルギー基本計画策定における石破内閣の基本姿勢に関する質問主意書(島田洋一君提出)

二〇二五年度基礎的財政収支黒字化目標達成に関する質問主意書(櫻井周君提出)

取調べの際の弁護士との立会いに関する質問主意書(阿部祐美子君提出)

羽田空港離着運用における新ルートと従来ルートへの処理能力に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)

こどもまんなか社会の実現に向けた保育関係予算及び制度等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

各省庁事業の執行率に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

南西諸島に配備された陸上自衛隊の部隊と米海兵隊新部隊に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

百三万円の壁及びガソリンの暫定税率に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

食料品にかかる消費税に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

いわゆる石破ショックと今後の税制・財政・金融政策に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

日米地位協定の改定に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

能登の二重災害の直後に強行された衆議院選挙の日程に関する質問主意書(宮川伸君提出)

クレジットカード及び決済代行会社の決済拒否に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

河川整備関連事業における費用便益分析の位置付けに関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

酒類製造業及び酒類卸売業者の概況に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

石破茂政権と北朝鮮拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)

弾道ミサイルの脅威に関する質問主意書(松原仁君提出)

つながらない権利に関する質問主意書(松原仁君提出)

量子コンピュータの発達によるハッキングリスクの脅威拡大の懸念に関する質問主意書(松原仁君提出)

犬猫食禁止に係る法整備に関する質問主意書(松原仁君提出)

いわゆる「闇バイト」問題に関する質問主意書(松原仁君提出)

世代を超えた格差の固定化に関する質問主意書(松原仁君提出)

安全保障面からの外国企業による日本企業買収に関する質問主意書(松原仁君提出)

中国による南シナ海における不法かつ危険な行為に関する質問主意書(松原仁君提出)

「風邪」を五類感染症に含める省令改正に関する質問主意書(北野裕子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員北野裕子君提出投票所における本人確認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議への税金投入の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出クロマグロの漁獲枠拡大に関する質問に対する答弁書

令和六年十二月五日提出 質問 第四六号

投票所における本人確認に関する質問主意書 提出者 北野 裕子

投票所における本人確認に関する質問主意書

書 昨今、銀行口座開設時等の本人確認手続においては、顔写真付き身分証明書、または顔写真のない保険証及び住民票等併せての提出が求められる場面が多く、個人を特定するための情報管理の徹底が求められている。

各投票所においても、投票所入場券と顔写真付き身分証明書や保険証及び住民票等(以下、本人確認書類という。)の提出を求め、確実な本人確認が実施されることが好ましいと思料されるが、現行の公職選挙法等において各投票所における本人確認書類の提示を義務化するに至っていない。

令和六年十二月十九日 衆議院会議録第八号 議長報告

総務省から各都道府県選挙管理委員会委員長宛ての選挙時報(令和四年七月二十五日付け及び令和六年十一月二十五日付け発行)には、一、期日前投票システム上で投票済でないことの確認を行うこと、投票用紙交付の際「当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること」、投票所に入場券を持参しない場合は本人確認書類の提示及び住所等により本人確認を徹底すること等の記載がある。しかし、各自自治体の選挙管理委員会による投票所の運用にはばらつきがあり、投票所入場券の氏名を読み上げ、「本人に間違いありませんか」という口頭による確認のみを行っている投票所も確認されている。本人確認が不十分であるために不正な投票が行われると、その基礎にある参政権ひいては国家主権をゆるがしかねない。我が国においても、国の行く末を決める重要な国政選挙において、投票所における本人確認を徹底することは重要であると考えます。

一 過去に二重投票やなりすまし投票等防止のため、本人確認書類提示の義務化等を政府として検討したことがあるか。あれば、その具体的な検討内容、議論の経緯及び最終的に改正が実現しなかった理由を示されたい。

二 令和六年十月二十七日執行の第五十回衆議院議員総選挙及び第二十六回最高裁判所裁判官国民審査において、神奈川県綾瀬市の選挙管理委員会、投票権のない外国籍市民に誤って投票用紙が交付され、投票は有効投票として処理された。また、その後に来訪した有権者も投票を行った事実がある。

1 前記事案において、外国籍市民に対する投票用紙誤交付が発生した具体的な原因と再発防止策について、政府としてどのように把握し、対応したのか明らかにされたい。

2 当該外国籍市民が投票に至った動機や経緯について、政府は調査を行ったか。その有無と調査結果について具体的に示されたい。

3 誤交付された投票が有効票として処理されたことについて、政府としての評価と考える明らかにされたい。

三 衆議院総選挙及び参議院議員通常選挙それぞれ過去十回分において、公職選挙法第二百三十七条違反(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)で有罪となった判決の件数を可能な限り示されたい。また、当該判決が選挙制度や選挙管理業務に与えた影響について、政府としてどのように評価し、対策を講じてきたのか、その具体的な方針を示されたい。

四 現行法に基づく投票時の本人確認が不十分であることへの指摘がある中、政府として、投票当日における本人確認書類の提示を義務化する法改正等の必要性についてどう受け止めているか。これを検討する上での課題や障壁について具体的に示し、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一六第四六号 令和六年十二月十七日

衆議院議員 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員北野裕子君提出投票所における本人確認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員北野裕子君提出投票所における本人確認に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条第二項において、選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができないとされているところ、政府としては、投票所における本人確認の手段として、お尋ねの「本人確認書類提示の義務化」を検討したことはない。

二の1について

総務省においては、国政選挙及び統一地方選挙に際し、管理執行上問題となった事項について、各都道府県の選挙管理委員会に対し、報告を要請しているところ、御指摘の件については、神奈川県選挙管理委員会から、管理執行上問題となった事項として報告を受けており、今後、各都道府県の選挙管理委員会からの報告の内容を取りまとめた上で、各選挙管理委員会間で情報の共有を図る予定である。

二の2について

総務省としては、お尋ねの「当該外国籍市民が投票に至った動機や経緯」について調査は行っていない。

二の3について

選挙の当日選挙権を有しない者の投票は、本来無効であるべき投票であるが、いずれの投票が選挙の当日選挙権を有しない者の投票であるか投票自体から識別することができないこと等から、開票の際には、選挙の当日選挙権を有しない者の投票であるかを判断して効力を決定する。

ることとはされておらず、御指摘の件についても、開票管理者においてこれに基づいて対応したものと承知している。

三の前提について

お尋ねの「公職選挙法第二百三十七条違反(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)で有罪となった判決の件数」について、統計をとっていない。

三の後段について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、投票所における本人確認を徹底することや違法行為の防止を図るため投票所入場券等において注意喚起を行うこと等について、市町村の選挙管理委員会に助言してきているところである。

四について

お尋ねの「投票日当日における本人確認書類の提示を義務化する法改正等」を行うことについては、本人確認書類を保有していない選挙人の投票を拒否できるか等の論点があるところ、選挙権の行使に関わる事柄であることから、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。

令和六年十二月五日提出
質問 第四七号

日本学術会議への税金投入の是非に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

日本学術会議への税金投入の是非に関する質問主意書

日本学術会議は、第二次世界大戦後、日本が連合国軍総司令部(GHQ)の統治下にあった一九四

九年に設置された。当時のGHQの最大の使命は、日本を二度と戦争のできない国にすること、すなわち安全保障面における日本弱体化であった。

このGHQの意向に沿い、日本学術会議は一九五〇年、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明(声明)」を発表した。

さらに日本が独立を達成して久しい一九六七年、日本学術会議は、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を出した。一九五〇年声明では「敵」は「戦争」だったが、一九六七年声明では「軍事」全般が敵視されるに至っている。侵略を抑制し、戦争の発生を防ぐには一定の軍事力が必要という国際政治の常識に照らせば、改悪と言える。

さらに二〇一七年三月、日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」を出し、「上記二つの声明を継承する」としたうえで、規制対象を「軍事的安全保障研究」と見なされる可能性のある研究」にまで広げた。

特に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度(二〇一五年度発足)を否定的にとらえ、「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用される」から、そうした可能性のある場合は受け入れてはならないと大学はじめ研究機関に「慎重」な対応を強く求めている。

これは、侵略を抑制するには「軍事的な手段」も必要と考える研究者の「学問の自由」を否定するものであると考える。さらに、先端的な研究であればあるほど、将来、軍事や民生のどの分野にどう活用されるか、当の研究者にも予想がつかない。このように「学問の自由」を侵害し、国家安全保障

障の充実に阻害する声明を掲げる団体に、税金を投入することは正当化されるのか。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一六第四七号
令和六年十二月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議への税金投入の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議への税金投入の是非に関する質問に対する答弁書

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、「軍事的安全保障研究に関する声明」(平成二十九年三月二十四日日本学術会議)については、令和四年四月二十六日の参議院内閣委員会において、政府参考人が「大学等の各研究機関に軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から、技術的、倫理的に審査する制度を設けるべきことを求めるものでありまして、・・・安全保障に資する研究を一律に禁止するという趣旨のものではないと答弁しているところであり、また、日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第一条第三項において、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」と規定されているところである。

令和六年十二月六日提出
質問 第四八号

クロマグロの漁獲枠拡大に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

クロマグロの漁獲枠拡大に関する質問主意書

二〇二四年十一月から十二月にかけて、太平洋でのクロマグロの資源管理を話し合う国際会議「中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)」第二十一回年次会合が、南太平洋のフィジーで開催された。

報道によると、太平洋でのクロマグロの親魚の資源量は、一九六〇年代には十万吨以上あったが、その後は減少している。推計方法の変更で単純比較はできないものの、二〇一〇年には一万二千トン余りまで落ち込んでいた。こうした中で国や地域ごとの漁獲枠を決めるなど規制を強化した結果、資源量は回復基調となってきた。二〇二二年の資源量は、目標としていた十二万五千トンを上回る十四万四千トンにまで増えているという。

二〇一六年には、日本の水産物を取り扱う六つの事業者が連名で「太平洋クロマグロ保全の誓い」を発表した。二〇一五年に持続可能な開発目標(SDGs)が国際連合で採択され、水産資源の持続可能性を高める取組がスタートし、目に見える成果を上げたものといえる。

こうした状況を受けてWCPFCは、日本の近海を含む中西部太平洋での大型クロマグロの来年の漁獲枠を、これまでの一・五倍に増やすことで合意した。また三十キロ未満の小型クロマグロは今より十%増やすことで合意した。これにより二

〇二五年一月から二〇二六年三月までに日本が漁獲できるクロマグロは、大型が二千八百トン余り増えて四千四百二十一トンに、小型が四百トン増えて四千四百七トンになる。

二〇一四年に小型のクロマグロの漁獲枠が設けられて以降初めて枠が拡大することから、以下、政府の見解を伺う。

一 太平洋のクロマグロは、目標を上回る資源量にまで回復した。クロマグロは海食物連鎖の頂点とも言われているが、増えすぎること他の魚介類の生態系への影響は考えられるか、政府の見解を伺う。

二 二〇一〇年代には多くの環境保護団体から、クロマグロの漁獲枠の削減量が十分でないことと非難があった。今回の漁獲枠の拡大に対し、環境保護団体による反応はどのようなものか。政府の知るところを伺う。

三 日本以外の国や地域においても漁獲枠の拡大がされると考えられるが、クロマグロ資源量の持続可能性について政府の見解を伺う。

四 拡大された漁獲枠について、誰がその漁獲枠を利用するのか。全事業者に等しく分配するのか、大手事業者よりも中小規模事業者を優先するのかなど、政府の見解を伺う。

五 現在、クロマグロを一般人が釣った場合(遊漁)、三十キロ以上のものは一人一日一尾まで取得することができる、その重量や海域等を水産庁へ報告する義務がある。また三十キロ未満のものはリリースしなければならない。このクロマグロの遊漁に関する規制を見直すことは考えているか、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一六第四八号

令和六年十二月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出クロマグロの漁獲枠拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出クロマグロの漁獲枠拡大に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「増えすぎること」及び「他の魚介類の生態系への影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、国立研究開発法人水産研究・教育機構において実施しているくろまぐろの食性に関する調査においては、これまでのところ、くろまぐろが捕食している魚介類の資源量に与える影響を明らかに示すデータは得られていないと承知している。

二について

御指摘の「環境保護団体」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、公益財団法人世界自然保護基金ジャパンは、令和六年七月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会がくろまぐろの漁獲量の上限を引き上げることについての勧告を行ったこと等について、「ネイチャー・ポジティブの好事例」として歓迎、「今回の事例は、科学に基づいた資源管理をしっかりと行えば水産資源は回復するという一つの証」との声明を出しており、また、例年中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合にオブザーバーとして参加している米国の

The Pew Charitable Trusts及びThe Ocean Foundationは、同年十一月から十二月にかけて開催された同会合において、「we continue to express concern about significant increases in Pacific bluefin tuna catch limits based on stock assessments that do not consider a wide range of uncertainty」との共同声明を出している」と承知している。

三について

北太平洋まぐろ類国際科学委員会が中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会に提出し議論された今後のくろまぐろの資源状況の予測においては、令和六年十一月から十二月にかけて開催された中西部太平洋まぐろ類委員会年次会合において中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会からの勧告を受けて決定された中西部太平洋におけるくろまぐろの漁獲量の上限を上回る量を漁獲した場合であっても、くろまぐろの資源の回復が続くことが示されていると承知していることから、御指摘の「クロマグロ資源量の持続可能性」の確保に支障を及ぼすおそれは低いものと考えている。

四について

令和七年以降のくろまぐろの漁獲可能量(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第一項第一号により、農林水産大臣が資源管理基本方針(同法第十一条第一項に規定する資源管理基本方針をいう。)に即して、同条第二項第三号に規定する特定水産資源及びその管理年度ごとに定める数量をいう。)のうち、都道府県に配分する数量及び同大臣が漁獲量の管理を行うために設定する区分に配分する数量について

は、水産政策審議会資源管理分科会において令和六年十二月十一日に改正された「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」において「放流等の混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮する」、特に大型のくろまぐろについては「合意が得られた増枠相当分の数量(二千八百七トン)は、都道府県に配慮して配分する」とされており、同月十三日、これらに従い同大臣が決定したところである。

五について

遊漁(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)第四条の第二二号に規定する遊漁をいう。以下同じ。)を行う者によるくろまぐろの採捕については、漁業法第百五十二条第一項に基づき設置される広域漁業調整委員会が同法第二百一一条第一項に基づき行う指示(以下単に「指示」という。)に基づき、その数量の管理をしているところである。今後の指示やくろまぐろの遊漁の管理の在り方については、広域漁業調整委員会の下に設置された「くろまぐろ遊漁専門部会」において、現在、審議されているところである。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣 石破 茂

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「。次項において同じ。」を加え、「条例の」を「条例で」に改め、「(非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四

第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)にあつては、三歳」を削り、「一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改め、同条中第三項を第六項とし、同条第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき国家公務員育児休業法第二十六条第二項第二号の規定により人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの)において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 職員は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十九条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業(同条第一項に規定する部分休業をいう。以下この条において同じ。)の請求をしようとするか、その範囲内(新法第十九条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの)で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方公務員について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律について、国家公務員と同様に改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公務員の部分休業制度において、一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で勤務しないことができる形態を選択可能とする。

るとともに、非常勤職員について、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでに子に拡大すること。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方公務員について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律について、国家公務員と同様に改正を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和六年十二月十九日

総務委員長 竹内 讓

衆議院議長 額賀福志郎殿

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣 石破 茂

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十九条」に、「第十

八条―第二十一条を「第二十条―第二十三条」に改める。

第四条第一項中「単に」を「この節において単に」に改める。

第六条第一項中「含む。」の下に「第十八条第一項を除き。」を加える。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二條とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第四章中第十七条の次に次の二条を加える。

(公共情報システムの整備等におけるクラウド・コンピューティング・サービスの共同利用)

第十八条 内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。以下この項及び次項において同じ)を適切かつ効果的に活用することにより公共情報システム(国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。以下この条及び次条第一項において同じ)の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者(次項及び次条第一項において「公共情報システム整備運用者」という。)とが共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために当該共同利用の条件に関する契約の締結その他

の必要な措置を講じなければならない。

2 国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行うおうとするときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、前項の規定に基づき講ずる措置を通じて国と公共情報システム整備運用者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス(以下この条及び次条第一項において「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。)を利用することに付いて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならない。

3 国の行政機関等以外の行政機関等は、公共情報システムの整備を行うおうとするときは、国の行政機関等が前項の規定に基づいて行う検討及び公共情報システムの整備に準じて、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する検討及びその結果に基づく当該公共情報システムの整備に係る取組を行うよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等が行う前項の取組を支援するため、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管)

第十九条 内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・

サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、公共情報システム整備運用者が当該事業者に支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該公共情報システム整備運用者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の公共情報システム整備運用者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができる。

2 前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律

第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律目次の改正規定中「第十七条を」―第十九条に、「第十八条―第二十一条を」―第二十条―第二十三条に、「第二十二條を」―第二十四条に、「第二十三条―第二十六条を」―第二十五条―第二十八条に改め、同法第五条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第六条第一項中「第十八条第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十一条を同法第二十六條とし、同法第二十条を同法第二十五條とし、同法第十九條を同法第二十四條とし、同法第十八條の前の見出しを削り、同条を同法第二十三條とする改正規定中「第二十一条を第二十六條を」―第二十三條を第二十八條に、「第二十二條を」―第二十五條を「第二十二條を第二十七條」に、「第十九條を第二十四條」を「第二十一条を第二十六條」に、「第十八條を」―第二十条に、「第二十三條」を「第二十五條」に改め、同法第四

章中第十七條を第二十二條とし、第十六條を第二十一條とする改正規定中「第十七條を第二十二條」を「第十九條を第二十四條」に、「第二十一條とし」を「から第十八條までを五條ずつ繰り下げ」に改める。

附則第十三條のうち「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に一号

令和六年十二月十九日 衆議院会議録第八号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

を加える改正規定中「第二十三号を第二十四号」を「第二十四号を第二十五号」に、「第二十号から第二十二号」を「第二十一号から第二十三号」に、「第十九号」を「同項第二十号中「第十八条第二項を「第二十三条第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号」に改める。

附則第十四条のうち復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の項の改正規定中「第二十条」を「第二十二条」に、「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

(デジタル庁設置法の一部改正)

第三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十八条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第四条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の項中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

理由

クラウド・コンピューティング・サービスを適切かつ効果的に活用することにより国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、内閣総理大臣が国と国以外の当該情報システムの整備等を行う者とが共同して当該サービスを利用することができるようにするために必要な措置を講ずることとともに、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、クラウド・コンピューティング・サービス(以下「クラウドサービス」という)を適切かつ効果的に活用することにより国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、内閣総理大臣が国と国以外の当該情報システムの整備等を行う者と共同して当該クラウドサービスを利用することができるようにするために必要な措置を講ずることとともに、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定を整備する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。
1 内閣総理大臣は、国と国以外の者が共同してクラウドサービスを利用可能とするために

必要な措置を講じなければならないこととする。また、国の行政機関等は、情報システムを整備しようとするときは当該クラウドサービスの利用を検討しなければならないこととし、地方公共団体等は当該クラウドサービスの利用の検討に努めなければならないこととする。

2 内閣総理大臣は、クラウドサービス提供者業者との契約において、国以外の者が当該事業者を支払うべきクラウド利用料について内閣総理大臣が国以外の者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨が定められているときは、当該クラウド利用料を保管することができることとする。
3 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

クラウドサービスを適切かつ効果的に活用することにより国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、内閣総理大臣が国と国以外の当該情報システムの整備等を行う者と共同して当該クラウドサービスを利用することができるようにするために必要な措置を講ずることとともに、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定を整備する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和六年度一般会計補正予算(第一号)デジタル庁所管の歳出予算において、国以外の利用者の利用料を回収し、一括して支払うためのシステムの設計開発等の経費がガバメントクラウドに関する予算三十九億五千万円の内数として計上されている。

右報告する。

令和六年十二月十九日

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成 谷 公一
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 ガバメントクラウドが海外企業のクラウドサービスに依存している現状について、データ主権及び経済安全保障の観点から懸念が示されていることを踏まえ、ガバメントクラウドの要件を満たす日本企業のクラウドサービス提供者を育成するための方策を早急に講ずること。また、地方公共団体に対して、日本企業のクラウドサービスも含めて各社のクラウドサービスの特徴を情報提供するなど、利用機会の拡大に向けた措置を講ずること。
二 海外企業が提供するガバメントクラウドに係

管された利用者のデータについて、外国政府が監督権限を行使して取得する可能性があることに対応するため、利用者のデータの暗号化等及び主権免除の適用等の措置を講ずるとともに、我が国の主権及び国民の権利利益の侵害を防止できるよう、データの取扱いに関する透明性を確保し、必要に応じてクラウドサービス提供者と協議を行うとともに、外国政府との行政協定の締結などを検討すること。

三 政府情報システム及び地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に際しては、クラウドサービス提供者を適切に選択し、いわゆるベンダーロックインやクラウドロックインを回避できるよう、データの移行性及び導入プロセスの透明性を十分に担保するために必要な措置を講ずること。

四 クラウドサービス提供事業者からガバメントクラウドを調達する際には、国又は地方公共団体が為替変動リスクを回避できるようにするため、円建てによる支払が可能となるよう、クラウドサービス提供事業者と交渉すること。

五 令和七年度末までの標準準拠システムへの移行期限については、期限までの移行が困難な地方公共団体が一定数存在する現状を踏まえ、各地方公共団体が必要な移行期間を確保できるよう、各地方公共団体の状況に応じて柔軟に対応すること。また、標準準拠システムへの移行期限までに移行が困難な地方公共団体に対して切れ目のない財政支援を継続できるようにするため、地方公共団体情報システム機構に造成されたデジタル基盤改革支援基金の令和七年度末とされている設置期限を延長するために必要な措置を講ずること。

六 為替レート、物価高、人件費等の他律的な要因も加味した上でガバメントクラウドの運用経費等を平成三十年度比で少なくとも三割削減する目標を達成するため、必要な措置を講ずること。また、地方公共団体が支払う利用料の低廉化等に資するため、各地方公共団体がクラウドサービス提供事業者を選択するための判断に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

七 地方公共団体の情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に対応するデジタル人材が不足している現状に鑑み、地方公共団体におけるデジタル人材の確保のために必要な支援を行うこと。

八 ガバメントクラウドへの移行に伴い発生する経費については、標準準拠システムへの移行準備経費及びシステム移行経費に加えて、移行完了後の運用経費等についても、必要かつ十分な財政措置を講ずること。

九 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの移行に際しては、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の意見を最大限尊重するとともに、地方公共団体の規模、権能及び地域特性並びに現在運用されている情報システム等の違いを踏まえて柔軟に対応すること。

十 地方公共団体の基幹業務システム以外の情報システムのガバメントクラウドへの移行については、地方公共団体の自主的な検討に委ねることを原則としつつ、移行を希望する地方公共団体に対しては、現在運用されている情報システムの更改の時期等にも配慮して、個々の状況を踏まえた伴走型支援を適切に行うこと。

十一 ガバメントクラウドを利用したEBPMの実現に資するよう、データ要件・連携要件の標準仕様について、将来的に適切な見直しを行うこと。

